

第4回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年10月9日（金）午前10時00分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 安達 英二 | 2番 後藤 操 | 3番 岩本 孝之 | 4番 友岡 康幸 |
| 5番 山室加智子 | | 7番 興梠 正信 | 8番 古澤 勝康 |
| 9番 佐藤 久康 | 10番 興呂木和也 | 11番 長崎 花子 | 12番 浅尾 継也 |
| 13番 長崎 愛 | 14番 大塚 恭徳 | 15番 犬塚 久子 | 16番 長野 秀輝 |
| 17番 増田 生志 | 18番 野田 政輝 | 19番 渡邊 和徳 | |

欠席委員 6番 片山 雅雄

4. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第4号 経営基盤強化促進法許可申請について
 議案第5号 農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次長 | 吉弘 泰彦 |
| 係長 | 長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数19名、1名欠席の届がっております。出席委員18名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を皆様と全員で唱和致しますのでよろしくお願い致します。それでは皆様ご起立をよろしくお願い致します。</p>
事務局長	<p>定刻になりましたので第4回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は7番興梠委員、9番佐藤委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは本村農業委員会会議規則第5条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>

<p>会長</p>	<p>皆さんおはようございます。今日は全地域での現地確認ということで大変お疲れ様でございました。また荒廃地の調査ということで大変お世話になっております。</p> <p>今日は、日頃心配しておりました台風があまり来ないからいいなと思っておりましたら、台風14号が接近しておりまして、心配しておりましたところ、現在東の海上をのぼっているということで、心配した以上に良かったと思います。備えはしておりましたけれども、大変な被害がでるならと思って心配していたところでございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行をさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>只今から第4回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に7番興梠正信委員、9番佐藤久康委員を指名します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。おはようございます。それでは議案の朗読を致します。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字白川字前田 番 地目台帳現況ともに田、面積 m^2 所有権移転の売買です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字白川字西中原 番 地目台帳現況ともに畑です。面積 m^2 賃借権設定の5年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字久石字二の駄原 番 地目台帳現況ともに畑、m^2 所有権移転の売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字長野字山ノ内 番 地目台帳現況ともに田です。面積 m^2 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字下野字村下 番 地目台帳現況ともに田、面積 m^2 所有権移転の贈与です。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
<p>7番</p>	<p>議案第1号農地法3条、7番の興梠が説明致します。譲渡人、譲受人記載のとおりです。地目は田で m^2、所有権移転売買です。かねてより譲受人の土地に隣接してましたので、話があっていたところ、今回売買が成立したものであります。</p> <p>2番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。賃借権設定5年です。譲渡人は の人で、 をされております。 にするために、 と を植えてそれを で使いたいということです。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>10番</p>	<p>議案第1号3番につきまして、10番の興梠が説明します。譲渡人、譲受人、土地の状況は議案書記載のとおりでございます。今まで譲受人の方が家のすぐそばの</p>

	畑として家庭菜園として耕作されておりました、この度、双方で話がまとまりまして、所有権移転売買の契約がなされております。ご審議よろしく申し上げます。
3 番	議案番号4 番について、1 9 番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでありまして、所有権移転ということで申請されました。譲渡人と譲受人は親子関係であります。ご審議の程よろしく申し上げます。
1 6 番	議案番号5 番について、1 6 番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人、譲受人は親子関係で現在は譲受人が農地の管理をされております。親子間の贈与で何ら問題ございませんので、ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。 (異議なし)
議長	異議なしということでございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。
議長	続きます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1:申請人記載のとおりです。所在地番 大字白川字中原■■■■番■■ 地目 台帳現況ともに畑 面積■■■■㎡ 外1筆計2筆 合計■■■■㎡ 転用目的 資材置場 こちらは始末書添付ということになっております。 ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
7 番	議案2号農地法4条 7番の興梠が説明致します。申請人は記載のとおりです。 2筆で■■■■㎡、資材置場、始末書添付。この申請人は農業兼建設業を営んでおり、 30年前から地元の牧野道路などの改良工事をしており、以前は自宅の農業用倉庫、 農機具、重機等の置き場として利用されていたようです。今回、農業委員会事務局 の指摘を受け申請されたものです。始末書添付の案件です。ご審議の程よろしく お願い致します。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。

	(異議なし)
議長	異議ないようでございます。それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議のない方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字中松字中園 ■■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■㎡ 使用貸借権利設定移転となっております。 番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字久石字三の駄原 ■■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに畑、面積 929㎡ 転用貸借権利設定移転となっております。 番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字尾崩 ■■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田、面積 ■■■■㎡ 所有権移転の有償です。こちら公民館の転用目的となっております。 番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字東岸野 ■■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田、面積 ■■■■㎡ 使用貸借権利設定移転となっております。 番号5：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陽字宮田 ■■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田、面積 ■■■■㎡ 転用所有権移転の有償となっております。 ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
1番	議案第3号1番につきまして、1番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりでございます。譲受人は譲渡人の■■■■■にあたる方ございまして、今回、■■■■■の農地に畜舎を新しく建てて今後規模拡大を図りたいということでございます。地元としても、去年大学を卒業され、今年就農の新規後継者ですので、大変期待しているところでございます。使用貸借権利設定移転でございます。ご審議よろしく申し上げます。
10番	議案第3号2番につきまして、10番の興呂木が説明致します。 申請人、土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲受人の方が今まで使っておられた資材置場が県道28号線の拡張にともない、用地の方を県道の方にとられまして、手狭になりまして、駐車場又資材置場の場所が狭すぎるということ

<p>1 1 番</p> <p>1 8 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>で、土地を探しておられました。たまたま譲受人の事務所の隣の土地がありまして、その方との転用賃借権設定移転の合意がなされておりまして。資材置場で申請されておりまして。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議案番号 3、4 について 1 1 番長崎が説明します。</p> <p>議案番号 3 の申請人、申請の土地については議案書記載のとおりです。現在の岸野公民館は古いために新しく隣の土地に建設する目的で申請をなされておりまして。排水関係も問題ないと思われまして。場所は、岸野集落の中央部になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>議案番号 4 について説明します。番号 4 の申請人、申請の土地については議案書のとおりです。譲渡人、譲受人は親族関係にあり、共同で作業をされています。連棟ハウスで牛を飼育されていますが、今回コンクリートを敷設し、畜舎目的で申請をされています。隣接地の同意も得ておられ問題はないと思われまして。場所は■■■■から北へ 6 0 0 m くらいになります。審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>議案番号 5 番について、1 8 番の野田が説明します。この度、譲渡人と譲受人との所有権移転の合意がなされ申請されておりまして。何ら問題はないと思われましてのでご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議のない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議致します。事務局に新規案件の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。議案第 3 号経営基盤強化促進法許可申請について、新規案件についてのみ朗読いたします。</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字前田■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 使用賃借権利設定 1 0 年 相続権者同意書有となっております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字下野字村下■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外 1 筆 計 2 筆 ■■■■㎡ 賃借権設定 5 年 となっております。</p> <p>番号 4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字宮園■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外 4 筆 計 5 筆 ■■■■㎡ 農地中間</p>

	<p>管理機構配分の売買となっております。</p> <p>以上新規案件3件、再設定1件、ご審議お願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
2番	<p>1番につきまして、2番の後藤がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は会社員で農業をしておられません。この案件ですが、荒廃地になっておりまして、譲受人の方のすぐ側にありましたので、その方に使用貸借権利設定10年ということで、話がまとまっております。何ら問題ないと思われれます。よろしくご審議の程お願い致します。</p>
16番	<p>議案番号2について、16番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は高齢で耕作ができず、今までも近隣の農業者の方に農地の管理を小作契約されておりましたが、その方が体調が悪く耕作ができないということで、今回同じ地区に住む若い認定農業者の方に小作契約されることになりました。5年の賃借権設定です。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第4号4番について事務局よりご説明申し上げます。こちらの案件は、本年7月の農業委員会総会で農地所有者から農業公社が買入れた案件になりまして、今回、農業公社から譲受人に売り渡しの案件となります。この農業公社をとおしての売買については、今回新しい委員さんになられてからは初めてと思いますので簡単に説明をさせていただきますと、公社をとおして売買ができる農地が農振農用地の農地となっております。買い受けられる方が認定農業者もしくはそれに類する農地の耕作をされている方となっております。公社をとおす理由としましては、譲渡の際に特別控除が受けられるという利点がございます。公社の買入からこの売渡まで時間がかかりますのは、村と公社の方で登記まで囑託を受けてさせていただきますので、買入から売渡までが4ヶ月程度かかることとなります。</p> <p>場所につきましては[]前の[]を東へ300m程の[]周辺の農地となっております、基盤整備は行われていない農地となります。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議がないということですので、それでは議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め第4号議案は原案どおり可決致します。</p>

議長	<p>続きまして議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、番号1：所有者記載のとおりです。申請土地 大字河陽字橋場■■■■番■■、地目台帳畑、現況山林、面積■■■■㎡、農振区分ですが、農振白地としておりましたが、こちら農振地域に入っていない農地になります。現在の土地の状況竹及び雑木が繁茂15年以上耕作の実態なしとなっております。現況確認日 令和2年9月29日、農地・非農地の判断区分は非農地となっております。</p> <p>説明まで合わせて事務局の方からさせていただきます。場所等につきましては、議案書の一番後ろのページに資料として、場所の航空写真と、現地の現在の状況写真をつけさせていただいております。航空写真で場所が判断できるかわかりませんが、西側に■■■■と東側に■■■■が走っておりまして、■■■■の集落内を抜けて、以前は■■■■に通り抜けられる道として近隣の方が使用されていた道沿いの農地になります。■■■■番■■が畑、■■■■番■■が山林と書いておりますが、この2筆がいびつな形の筆界未定地ということになっておりまして、■■■■番■■周辺はすべて地目は山林となっております。本日委員さんにも現地を見ていただきましたが、全く農地としての形も境もないというような状態でございます。今回、■■■■の方から申請がございまして非農地として審議していただきたいと思っております。現地の写真についても説明させていただきますが、下段の写真が、■■■■番■■を道沿いから撮った写真になり、上段の写真が■■■■番■■側から撮った写真になりますので、下段の写真が今回非農地判断を審議する農地になります。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということですので、それでは議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第5号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しました。11月の総会の日程を決めておきたいと思っております。令和2年11月10日頃に開催したいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>それでは11月総会開催日につきましては、令和2年11月10日火曜日10時から執り行いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、次回の農業委員会憲章の指揮は、10番の興呂木和也委員、11番長崎花子委員をお願い致します。その他で委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>議長 ないようでございますので、事務局から何かございますか。</p>

<p>事務局 (吉弘)</p>	<p>私の方から1つだけお願いを致します。荒廃農地調査は大変お世話になっております。稲刈り等でお忙しい中、大変皆様にご苦勞をおかけしておりますが、提出期限につきまして、今月の26日の月曜日までとなっておりますので、お渡ししております荒廃農地調査表のみ提出をよろしくお願ひしたいと思ひます。もし、現地調査に行かれまして、この調査票にないところがありましたら、この調査票の余白でも結構ですし、お渡ししております追加の紙に書いていただければと思ひます。もう追加につきましては、用紙は何でも構いませんので、出していただければと思ひております。すみません26日月曜日までですがよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>(長野)</p>	<p>それでは、私から毎月お願ひしておりますが、今日も活動記録簿ご提出いただきましてありがとうございます。このようにノートを切り離していただひてご提出いただきますようお願ひ致します。あと裏面の記入について再度申し上げます。農地利用のことで、住民の方から農地を貸したいとか、農地を借りたいというご意見をお聞きになられましたら、この裏面の方にご記入いただひて事務局にも情報を提供していただければと思ひますのでよろしくお願ひ致します。</p> <p>あとお手元にお配りしております冊子や資料は、ぜひお時間あるときに中を見ていただひてご活用いただければ思ひますのでよろしくお願ひ致します。</p> <p>事務局からは事務連絡は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>今日のご審議ありがとうございます。以上をもって第4回農業委員会総会を終了致します。また、コロナも終息しておりませんが、皆さんも感染しないように注意しながら農業委員会活動をしていただきたいと思ひます。</p> <p>お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時37分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 2年11月10日

農業委員会会長

印

議事録署名委員

7番

印

議事録署名委員

8番

印